

鳥取版 河川・道路ボランティア促進事業

鳥取県では、県が管理している道路、河川、海岸等の環境美化や維持管理に住民の方々に積極的に参画していただき、地域の実情に応じた環境保全を図るとともに、地域の活性化や公共空間の利活用促進に寄与することを目的として、活動団体（鳥取県土木施設愛護ボランティア）を募集し、支援を行っています。

●活動の内容

- 道路の清掃、除草又は植栽管理
- 河川の清掃、除草又は植栽管理
- 公園の整地、清掃、除草又は植栽管理
- 海岸の清掃又は除草
- 港湾施設又は漁港施設の清掃、除草又は植栽管理
- 高木の防除
- 歩道の除雪

●支援の内容

区分	参画型ボランティア 促進事業	協働型ボランティア 促進事業	スーパーボランティア 支援事業
目的	自主的な環境美化（清掃・除草）を行う団体に対し、活動の実施に必要な援助を行う。	県とのパートナーシップに基づいて協定を結び、一定区間の維持管理（除草・植栽管理・除雪等）を行う団体の活動を支援する。	公園、河川敷等を活用した地域づくりや賑わい創出の活動と併せて適切な維持管理を継続して行う団体の活動を、県と市町村が連携して支援する。
活動規模	任意の規模	道路 0.5km 以上 河川 0.2ha以上 植栽柵 50 m ² 以上	活用する公共空間の範囲
交付金等	【奨励金】 参加者 100 円／人・時間 草刈機等 100 円／台・時間 (上限 10 万円／年)	【交付金】 河川・道路・公園等 40 円／m ² 植栽柵 500 円／m ² 歩道除雪 10 円／m (上限 40 万円／年、ただし、歩道除雪は 10 万円／年)	【交付金】 河川・道路・公園等 40 円／m ² 植栽柵 500 円／m ² (上限 60 万円／年) 【簡易施設設置交付金】 施設設置の原材料費等の額 (1 団体につき 50 万円まで)

●活動の方法等

○団体の登録

活動を始める前に、まず、ボランティア団体として登録してください。
このとき、活動場所が支援の対象となるかどうか、ご確認ください。

○協定の締結（注：参画型ボランティアの場合は不要です。）

協働型ボランティアの場合、活動場所、作業内容等について、各総合事務所等と合意ができれば、協定を締結していただきます。協定に基づく活動期間は11月末又は年末までとなりますが、除草等の作業が終了した後も、日常的なゴミ拾いや土木施設に異常があった場合の通報などをお願いします。

スーパーボランティアの場合、協定前に地域づくり活動の活動計画書を提出していただき、支援内容を市町村と協議した上で協定を締結します。協定期間は3年以内の年度末までとなります。

○交付申請（注：参画型ボランティアの場合は不要です。）

協定締結後、直ちに交付申請を行い、交付決定を受けてください。

スーパーボランティアの場合、協定期間中、毎年度当初に交付申請してください。

○活動の実施

活動の際は、事故のないよう注意してください。活動に起因した事故は、団体の責任となりますので、万が一の場合に備え、各団体でボランティア保険等に加入してください。（ただし、参画型又は協働型ボランティアの場合で、ボランティア保険に未加入の団体については、県が一括して加入します。）

○活動の記録

活動の状況や参加者などを記録するとともに、活動前後の状況がわかる写真を撮っておいてください。（実績報告や保険金請求の際に必要となります。）

○実績報告

それぞれ、活動期間の実績を定められた期限までに報告してください。

＜参画型ボランティア＞ 3月1日～2月末日までの実績を3月10日までに

＜協働型・スーパーボランティア＞ 当該年(度)（年(度)末日まで）の実績を4月20日までに各総合事務所等で内容を確認した後、奨励金・交付金を交付します。

●申込み・問合せ先

活動場所等	問合せ先
鳥取市及び岩美郡	〒680-0061 鳥取市立川町6-176 鳥取県土整備事務所 維持管理課 (TEL 0857-20-3605 FAX 0857-20-3598)
八頭郡	〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100 八頭県土整備事務所 維持管理課 (TEL 0858-72-3862 FAX 0858-72-3244)
倉吉市及び東伯郡	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所 県土整備局 維持管理課 (TEL 0858-23-3217 FAX 0858-22-0013)
米子市、境港市及び西伯郡	〒683-0054 米子市糺町1丁目160 西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課 (TEL 0859-31-9712 FAX 0859-33-4110)
日野郡	〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1 日野振興センター 日野県土整備局 維持管理課 (TEL 0859-72-2047 FAX 0859-72-2092)
鳥取港、田後港、網代漁港	〒680-0906 鳥取市港町8番地 鳥取港湾事務所 (TEL 0857-28-2432 FAX 0857-28-2485)
境漁港	〒684-0034 境港市昭和町9-20 みさき会館2階 境港水産事務所 (TEL 0589-42-3167 FAX 0859-42-3169)

支援制度の内容や提出様式は、ホームページでご覧いただけます。

HPアドレス ⇒ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=117321>

発行：鳥取県県土整備部技術企画課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地（電話）0857-26-7407・7808